

## 最低制限価格等の算出方法が変わります。

五條市建設工事等の品質確保のため、令和4年7月1日以降に公告及び指名通知を行う建設工事について、最低制限価格（税抜き設計金額が250万円以上の建設工事）および最低制限基準金額（税抜き設計金額が250万円未満の建設工事）の算出方法を下記のとおり変更します。

### ①建設工事及び草刈剪定業務委託（建築一式及び営繕関連工事を除く）

#### ◎現行

直接工事費	×	97%	の	千円未満切り捨てた額	
共通仮設費	×	90%	の	千円未満切り捨てた額	
現場管理費	×	90%	の	千円未満切り捨てた額	
一般管理費	×	55%	の	千円未満切り捨てた額	の合計額



#### ◎改正後

直接工事費	×	97%	の	千円未満切り捨てた額	
共通仮設費	×	90%	の	千円未満切り捨てた額	
現場管理費	×	90%	の	千円未満切り捨てた額	
一般管理費	×	<u>68%</u>	の	千円未満切り捨てた額	の合計額

※産業廃棄物税相当額がある工事については、上記の計算式で算出した後に産業廃棄物税相当額を加算し千円未満を切り上げた額とします。

ただし、上記の合計額が、予定価格（税抜き）に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格（税抜き）に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とします。

また、工事内容等から上記の方法により難しい場合には、予定価格（税抜き）の10分の7.5を下回らない範囲でその都度算出するものとします。

## ②建築一式及び営繕関連工事

直接工事費 × 9/10 × 97% の 千円未満切り捨てた額  
共通仮設費 × 90% の 千円未満切り捨てた額  
(現場管理費 + 直接工事費 × 1/10) × 90% の 千円未満切り捨てた額  
一般管理費 × 55% の 千円未満切り捨てた額 の合計額

※ 昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事の場合、

『直接工事費 × 8/10 × 97%』、『(現場管理費 + 直接工事費 × 2/10) × 90%』とする。

※ 産業廃棄物税相当額がある工事については、上記の計算式で算出した後に産業廃棄物税相当額を加算し千円未満を切り上げた額とします。

ただし、上記の合計額が、予定価格（税抜き）に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては 10 分の 9.2 を乗じて得た額とし、予定価格（税抜き）に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 10 分の 7.5 を乗じて得た額とします。

また、工事内容等から上記の方法により難しい場合には、予定価格（税抜き）の 10 分の 7.5 を下回らない範囲でその都度算出するものとします。

※最低制限価格を下回った場合は、失格となります。

※最低制限価格を聞き出そうとする等の行為に対して、入札参加停止等の措置を行うことがあります。